



PRESS RELEASE

令和6年1月24日  
取手市 都市整備部 都市計画課

## 【2024年問題対応】 2024年（令和6年）4月1日

### コミュニティバスのルート・ダイヤ改正

2024年4月1日に働き方改革関連法の自動車運転業務に関する猶予期間が終了し、運転士の労働時間等の基準が改正される（拘束時間の制限が強化される）ことにより生じる運転士不足の深刻化に対応するため、2024年4月1日に取手市コミュニティバスのルート・ダイヤを改正します。このいわゆる2024年問題を主な要因として、取手市内を運行する関東鉄道(株)の路線バスが2023年12月20日ダイヤ改正で既に減便を行っていますが、同社を運行事業者とするコミュニティバスにおいても運転士不足への対応が必要となるものです。

#### 【改正のポイント】

①運転士不足の中で拘束時間の規制を順守するために、1便目の出発から最終便の終点到着までの運行時間をおおむね12時間に収める必要があります。現行の運行時間が12時間を大きく超えているのは全7ルート中4ルートですが、今回の改正でそれぞれ次のとおり短縮します。

- ・中央循環東 12時間32分→10時間59分 ・北部 12時間37分→12時間03分
- ・中央循環西 12時間53分→11時間58分 ・小堀 14時間22分→11時間47分

また、現行の運行時間がおおむね12時間に収まっている西部ルートと東北部ルートについては、他ルートや路線バスの改正との調整を行うため、ルート・ダイヤを改正します。大和根交通自動車(株)が運行する東南部ルートは、今回改正を行いません。

②ダイヤを短縮するために一部経路の廃止を含む変更を行います。併せて利便性の維持向上のための変更を行います。特に大きな変更点は次のとおりです。

- ・北部ルートの双葉地区乗入れ廃止と東北部ルートの双葉地区・浜田地区の増便
- ・東北部ルートの桜が丘地区乗入れ廃止（路線バスとルート・ダイヤ重複のため）
- ・西部ルートの取手ウェルネスプラザまでの延伸と野々井地区・下高井地区の一部経路廃止

③経路の効率化により減便を極力抑え、中央循環東ルート、西部ルート、北部ルート、東北部ルートの4ルートにおいては便数が維持されますが、その一方で中央循環西ルートは1便、小堀ルートは3便の減となります。1日当たりの総便数は64便から60便になります。(6.3%減)

なお、今回の改正によって、運賃やその割引の取扱いについて変更はありません。

問い合わせ先	取手市 都市整備部 都市計画課 地域振興係 担当者：高橋・岡田・伊藤 電話：0297-74-2141（内線3113） E-mail：toshikeikaku@city.toride.ibaraki.jp
--------	--